



Title	インド特許法の現代的課題：特許制度における「権利者の利益」と「公益」に関する考察
Author(s)	山名, 美加
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41342
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	山 名 美 加
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 3 4 4 号
学 位 授 与 年 月 日	平成11年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民事法学専攻
学 位 論 文 名	インド特許法の現代的課題 ——特許制度における「権利者の利益」と「公益」に関する考察——
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 江口 順一 (副査) 教 授 松岡 博 助教授 茶園 成樹

論 文 内 容 の 要 旨

特許制度は特許権者に業として特許発明の実施を行う権利を専有させ、経済的利益を一定期間独占させることで発明を奨励することを根幹とする制度である。しかしながら、特許権という専用権は独占排他的で強力なものであるから、その権利を一定期間認めることによって社会一般が被る可能性のある弊害という点に鑑み、その独占排他権の効力には、制限が課せられてきた。特に不実施という形態の特許権の濫用に関しては、特許権という専用権の存在によって他者が制限される競争は、そのような権利行使を保護する結果として認められこそすれ、自ら権利を行使しない場合は認める根拠がないと考えられ、公共の目的のために規制或いは第三者が使用する可能性を担保するべきであると考えられてきたのである。また、特許権が濫用されていない場合においても、特許権の付与自体に制限を設ける発明分野（特に食料、医薬及び化学的発明）、またその公共性故に自動的に強制実施を許諾する分野を定めてきたことも、この特許権の公共性故のことである。

本稿は、特許制度が排他的独占権を権利者に付与することで図ってきた権利者の利益と、その一方で保護が図られてきた公益のバランスという普遍的な問題を切り口に、転換期にあるインド1970年特許法の現代的課題を問うことを目的としている。そして、WTO パネルにおいても、その後進性が指摘され、「途上国型特許法」として「国際的ハーモナイゼーション」から逆境的と見られている現行法の特に問題とされる規定をその法源となった英国法の規定及びインド旧法と比較し、さらに、現行法の母体となった Ayyanger 報告書における議論の整理を通して、インド法の「特殊性」と「非特殊性」を明らかにし直すことで、インド現行法の原点を辿り、インド特許法の「普遍性」から、国際的な特許法制に必要な「権利者の利益」と「公益」のあるべきバランスを考察したものである。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、WTO（世界貿易機関）協定（いわゆるマラケシュ協定）の発足に伴う世界の知的財産保護制度のハーモナイゼーションを展望するために、「発展途上国のリステイトメント」ともいわれてきたインド特許法の発展史を丹念に辿ると共に、その源流ともいえる英国特許法の変遷にみる「権利者の利益」と「公益」論をも考察しながら、国際的な特許制度のハーモナイゼーションに向かう TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）への

インドの新たな挑戦を説くきわめて意欲的な研究成果である。多数回にわたる現地調査をも踏まえ、例えば、特許制度改正に関する彪大な Ayyanger Report（アヤンガー報告書）に注目して紹介するなど、現在に至るまで長い発展の歴史を経たインド特許法史に関する研究としても類例のない先駆的業績である。また、ガットのウルグアイラウンドにおける多国間交渉をも含めて、TRIPs 協定の問題となる条項について、先進国と発展途上国とのルールのハーモナイゼーションについて詳細な検討を加えており、国際経済法の視点からも示唆するところが少なくない。特許制度における公益対私益論などについては尚議論すべき余地がない訳ではないが、全体としてきわめて迫力に満ちた創造的著作であり、着実な研究成果と認められるので、博士の学位を授与するに十分な価値があるものと判定される。